

Business Certificate news

重要

2009年7月6日

訂正印変更のお知らせ

平成21年7月13日より、当所訂正印を変更いたします。

これは、国際商業会議所「荷為替信用状に基づく書類点検に関する国際標準銀行実務」(ISBP681)の規則(9. 訂正および変更、39. 署名)に沿って、**訂正印押印者のイニシャル・サインとID番号を入れ込んだ訂正印を使用する**ものです。

これにより、信用状付の貿易取引において、原産地証明書を取り扱う買取銀行や発行銀行において、訂正印へのサインについて問題が生じる虞はないものと考えます。

なお、当所では、**訂正印には肉筆サインを入れません**ので、**査証等で訂正印に肉筆サインが必要となる場合には、書類の再申請をお願いいたします**。(但し、信用状で訂正の際に肉筆サインを入れる旨明確に指示がある場合は、信用状のコピーをご提示の上で肉筆サインを入れます)

また、原産地証明書の申請・審査手続き上の制約から、**訂正印押印者は商工会議所認証欄署名者と必ずしも一致いたしません**(ISBPにおいても一致は求めていません)。

本取扱いは、当所のみの運用であり、各地商工会議所共通の取扱いではありません。

以上